

武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託仕様書

1. 件 名

武豊町家庭訪問型子育て支援事業業務委託

2. 目 的

地域のつながりの希薄さなどにより、自ら交流の場に出向くことができず、まただれにも相談できずに孤立感を抱えている子育て家庭があり、場合によっては児童虐待につながる背景がある。

既存の支援が利用できず、支援のすきまで誰かの手助けを必要としている妊産婦や未就園児等の子育て家庭に、子育て支援に関する研修を受けた子育て経験者が訪問し、当事者に寄り添うことなどによりエンパワメント力を高め孤立感や不安軽減を図ることを目的とする。

3. 委託期間

令和7年7月1日から令和11年6月30日まで

4. 業務委託契約締結から事業実施までのスケジュール(予定)

- (1)令和7年6月 業務委託契約締結
- (2)令和7年7月 事業実施

5. 実施場所

対象者自宅、支援が可能な公的施設その他、町が認める場所とする。

6. 対象者

武豊町に住民登録を有する者のうち、主に乳幼児等を養育している家庭や妊産婦がいる家庭において、育児や家事等に不安を抱え、誰かの手助けを必要としている者。

7. 委託内容

(1)事業実施に必要な研修の実施

受託者は事業実施に必要な研修を行うこと。

(2)対象者の把握をした際には町に報告し、本事業の実施が適当かどうかの照会を行うこと。

(3)相談支援事業

対象者の自宅を訪問し、出産・子育て等に関する悩みに対して相談支援(寄り添い)を行う。相談支援(寄り添い)は妊産婦及び乳幼児等の育児を尊重する

とともに、不安や生活上の困りごと等を軽減すること(家事支援は除く)を目的として対応すること。また、地域とつながることのできる場所への誘い出しを行う。必要な場合、外出先まで同行する。訪問回数は一世帯あたり2回以上訪問支援を実施する。事業終了後、町の支援が必要な家庭については、速やかに町に報告すること。

(4)事前ミーティング及びケースカンファレンスの実施

事業実施にあたっては、事前に町とミーティング及びケースカンファレンスを随時行うこと。

(5)安全管理・感染防止対策

事業実施中は対象者が安心して利用できるよう細心の注意を払い、不測の事態が起きないように、常に安全管理に努めること。また、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止対策用衛生物品(手指消毒液、マスク等)等、事業実施に必要なものは全て受託者が用意すること。

(6)その他

上記(2)、(3)の実施にあたり、受託者は実施経過の詳細な記録をとり、適切に管理・保管すること。文書の保管期間は事業終了後5年とする。また、町への提出を求められたときは、速やかに提出すること。

8. 実施報告

受託者は、事業実施後、その結果を取りまとめて報告書を作成し、町へ提出するものとする。また、関係機関の支援を要する者や事業終了後も継続的に支援が必要な者を把握した場合には、町と情報共有を行う等、連携するものとする。なお、対象者に対して、本事業に使用した帳票類や実施結果等の個人情報全てを、町へ提供することに関して同意を得るものとする。

9. 事故及び損害の責任

本事業の実施により生じた事故及び損害について町に故意または重過失がない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

また、受託者は事故等が生じた場合には、速やかに書面により町に報告しなければならない。

10. 実施担当者

事業実施にあたっては、次に掲げる者を必要に応じて従事させること。また、対象者に直接支援を行う者に対して研修を実施する等、対象者に対する適切な支援が行えるよう配慮すること。

(1)子育て経験者、シニア世代の者等

(2)その他支援、援助活動の調整等の事務を行う者

11. 支払い

事業報告提出後、予算の範囲内で、業務の実施に要する経費を委託料として受託者からの請求に基づき、受託者が指定した金融機関の口座へ振り込むものとする。

12. 委託に関する注意事項

- (1)受託者は、「個人情報保護法・同法に基づくガイドライン」を遵守し、対象者及びその家族に関して知り得た個人情報を、事業の実施以外の目的に使用してはならない。町が提供した個人データは、事業完了後、町に返却すること。
- (2)事業を実施する中で従事者の責めに帰すべき事由により、町または対象者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (3)事故等による責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、受託者は、対象者が事故にあった時や対象者との間にトラブルが生じた時は、適切な措置を講じるとともに、直ちに町に報告しなければならない。事業の実施中における事故等に備え、必要に応じて賠償責任保険に加入すること。

13. その他

- (1)本仕様書に疑義の生じたとき、若しくは定めのない事項については、双方協議のうえ定めるものとする。

14. 担当窓口

武豊町役場 健康福祉部 子育て支援課

住 所:武豊町字長尾山2

TEL:0569-72-1111(代)